

**佐賀県規則第25号**

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則  
 佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係） 原動機付交通用具を使用する職員又は交通機関を利用する職員		別表第1（第4条関係） 原動機付交通用具を使用する職員又は交通機関を利用する職員	
自転車等の片道の使用距離	1日当たりの通勤に係る費用弁償の額	自転車等の片道の使用距離	1日当たりの通勤に係る費用弁償の額
略		略	
60キロメートル以上	<u>1,910円</u>	60キロメートル以上62キロメートル未満	<u>1,870円</u>
		62キロメートル以上64キロメートル未満	<u>1,930円</u>
		64キロメートル以上66キロメートル未満	<u>1,990円</u>
		66キロメートル以上68キロメートル未満	<u>2,050円</u>
		68キロメートル以上70キロメートル未満	<u>2,110円</u>
		70キロメートル以上72キロメートル未満	<u>2,170円</u>
		72キロメートル以上74キロメートル未満	<u>2,230円</u>
		74キロメートル以上76キロメートル未満	<u>2,290円</u>
		76キロメートル以上78キロメートル未満	<u>2,350円</u>
		78キロメートル以上80キロメートル未満	<u>2,410円</u>
		80キロメートル以上	<u>2,470円</u>

附 則  
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。